

区分	学業成績の基準
廃止 (返還要)	1 修得単位数の合計（累積）が標準修得単位の 1 割以下程度である場合 2 出席率が 1 割以下など、学修意欲があると認められない場合
廃止 (返還不要)	1 修業年限で卒業できないことが確定した場合 2 修得した単位数の合計数が標準単位数（※1）の 5 割以下である場合 3 授業出席率が 5 割以下であること、その他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められる場合 4 「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当する場合（停止の区分に該当する場合を除く。）
停止	連続して「警告」に該当した者のうち、2 回目の「警告」事由が「GPA 等が学科又はコースにおける下位 1/4」のみの場合（3 回連続して「警告」に該当した場合を除く。）
警告	1 修得した単位数の合計数が標準単位数（※1）の 6 割以下である場合 2 GPA 等が学科又はコースにおける下位 1/4 の範囲に属する場合 ※ただし、地域創生学部地域創生学科健康科学コース、保健福祉学部は、教育課程の特性上、この限りでない。 ※ただし、社会的養護を必要とする者は、この限りでない。 3 授業出席率が 8 割以下であること、その他の学修意欲が低い状況にあると認められる場合
継続	上記のどれにも属さない場合

※1 標準修得単位数 標準単位は以下の算式により算定します。

$$\frac{\text{卒業必要単位}}{\text{修業年限} \times \text{対象者の在学年数}} \text{（小数点以下は切り上げ）}$$

例) 地域創生学科 2 年生の場合 $124 \text{ 単位} \div 4 \text{ 年} \times 2 \text{ 年} = 62 \text{ 単位}$

■ 傷病・災害その他やむを得ない事由があると認められる場合

「傷病・災害その他、斟酌すべきやむを得ない（本人の責に帰さない）事由（※2）」がある場合は、特例的に『廃止』、『停止』又は『警告』区分に該当しない場合があります。

「斟酌すべきやむを得ない事由」に該当するか否かは、大学で申告書及び証明書を基に判断しますので、期限内に申し出てください。なお、本人のアルバイト過多などによる成績不振は「斟酌すべきやむを得ない事由」に含まれません。

※2 本人及び家族の病気等の療養・介護、災害や事故・事件の被害者となったことによる傷病などにより、出席できない、試験を受けられないなどの状況であること。

■ 給付奨学金受給中に休学した場合

年度内に判定された学業成績がある場合、適格認定の対象となります。

例) ・前期に在学し、後期に休学した場合：前期成績のみで適格認定します。

・前期に休学し、後期に在学した場合：後期成績のみで適格認定します。

・通期休学した場合：その年度の適格認定は対象外です。